

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和2年2月13日 午後 1時26分 開 議

出 席 委 員

委員長	中 根 光 男
副委員長	設 楽 健 夫
委員	田 谷 文 子
委員	櫻 井 繁 行
委員	小 倉 博

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

教 育 長	大 山 隆 雄
市 民 部 長	山 内 美 則
保健福祉部長	寺 田 茂 孝
教 育 部 長	田 崎 守 一
生活環境課長	廣 原 正 則
健康づくり増進課長	川原場 宗 徳
生涯学習課長	仲 澤 勤

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 檜 山 宏 美

議 事 日 程

令和2年2月13日（木曜日）午後 1時26分 開 議

1. 開 会
2. 教育長挨拶
3. 事 件
 - (1) 石岡地域医療計画の策定について
 - (2) かすみがうら市空家等対策計画（案）について
 - (3) かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画（案）について
 - (4) かすみがうら市災害廃棄物処理計画（案）について
 - (5) 歴史博物館収蔵施設の設置について
 - (6) かすみがうらウエルネスプラザ開設に伴う旧志土庫地区第1公民館の取り扱いについて
 - (7) 図書館の貸出について
 - (8) その他
4. 閉 会

開 議 午後 1時26分

○中根光男委員長

おはようございます。

委員の皆様には、お忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

ここで、お諮りいたします。

本日の日程は、会議次第のとおりで行うことよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

本日の日程に入ります前に、本日、教育長がご出席されておりますので、ご挨拶をいただきたいと思えます。

○教育長（大山隆雄君）

本日はご多忙の中、文教厚生委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今回は、1点目として、石岡地域医療計画の策定について、2点目として、かすみがうら市空家等対策計画（案）について、3点目として、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画（案）について、4点目として、かすみがうら市災害廃棄物処理計画（案）について、5点目として、歴史博物館収蔵施設の設置について、6点目として、かすみがうらウエルネスプラザ開設に伴う旧志土庫地区第1公民館の取り扱いについて、7点目として、図書館の貸出しについての以上7件についてご提案とご説明をさせていただくことをお願いしております。

委員の皆様には、今後の本市行政遂行へのご助言も含めまして、ご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中根光男委員長

ありがとうございました。

それでは、書記を指名いたします。

議会事務局、檜山係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、石岡地域医療計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

1点目の石岡地域医療計画の策定についてであります。平成30年度から、石岡市、小美玉市と本市の3市において、石岡地域の医療課題について話し合いを持ってきたところであります。このたび、石岡地域医療計画の策定が済みましたので、その内容について説明させていただきます。

説明につきましては、健康づくり増進課、川原場課長から行いますのでよろしくお願いいたします。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、少々お時間をいただきまして、石岡地域医療計画につきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、資料につきましては、概要版をご確認いただければと思っております。

それでは、石岡地域医療計画は5章からなっております。

まず、第1章につきましては、計画策定のあらましを記しております。計画策定の趣旨と計画策定の位置づけなど記載されております。

続きまして、第2章につきましては、現在の石岡地域における医療の現状を記しております。こちらでは、3市の人口の推移、医療機関数、医師数、救急体制等を記した医療体制や3市の外来と入院につきまして、石岡市医師会管内ほかの医療機関についての受療動向を記してございます。その他、救急搬送の実績などが記載されております。

続きまして、第3章につきましては、石岡地域における医療の課題を記しております。医療体制、受療動向、救急体制に区分した課題について整理されております。医療体制につきましては、医師とコメディカル不足及び医師の高齢化により緊急診療の継続が困難、また分娩できる医療機関がない、小児科の入院受療率が低い等が記してございます。受療動向につきましては、入院は5割超が石岡地域から流出しており、石岡地域内での受入れが十分にできていない、現在は石岡地域の病院で受療できている外来診療につきましても、今後地域での受け皿が不足することが想定されるとされております。救急体制につきましては、石岡地域での二次救急の受入れが十分にできていない、また三次救急からの回復期の受け皿が不足、5年から10年先の高齢者の患者の増加を見据えた救急体制となっていない等が挙げられております。

続きまして、第4章につきましては、課題解決に向けた基本的な考え方が記されており、基本理念としまして、持続可能な医療体制で誰もが安心して暮らせる石岡地域が挙げられております。人口の減少が進む一方、高齢化が進む状況の中、医師の高齢化は年々進む、今後医師数や医療施設等の数が減少することが見込まれ、地域住宅が安心して暮らすため、医療提供体制の再構築を早急に進めること、そして石岡地域の市民が、10年、20年先も住み慣れた土地で安心して適切な医療を受けることができる体制を整備することを目指したものでございます。

続きまして、第5章につきましては、第1章から第4章の内容を踏まえまして、具体的な対策について記してございます。

まず、（1）取り組む時期ごとの対策につきましては、医療供給体制の整備に係る対策、医師確保

に係る対策、救急体制強化に係る対策がまとめられております。各対策につきましては、医師会、医療機関及び行政がおのこの状況を踏まえつつ、地域医療に最大限貢献できるように、優先順位をつけて取り組むものとされております。

続きまして、（２）優先的に実施する対策につきましては、「病院の再編統合（公立化）」と「病床の再配分」の実施について記載しております。具体的な内容としましては、石岡市医師会病院と石岡第一病院の再編統合と、山王台病院への病床の再配分を挙げております。

続きまして、（３）公立病院化の必要性につきましては、医師やコメディカル不足により一部休床を余儀なくされている石岡市医師会病院のほか、多くの病院が医師確保等に苦慮している現状があり、初期救急を初めとする地域医療を守るため、市の主導による病院の再編統合を行い、医療資源を集約する必要がある。また民間病院ではカバーできない人口が少ない地域が医療過疎にならないために、誰一人取り残されない体制づくりをするために、その役割を担う公立病院を中心とした医療体制の整備が必要で、病床を再配分するためには、公的病院を含めた病院の再編統合を行うことが必要である。このことから、公立病院化の必要性を記してございます。

続きまして、（４）病院の再編統合と病床の再配分による効果につきましては、１番としまして、石岡第一病院と石岡市医師会病院は、内科、小児科等、同様の診療科を標榜しており、再編統合し、医師やコメディカルなどの医療資源を集約化することで、効率的に病床を稼働させることができる。また回復期病床を増やすことで、土浦協同病院などの三次救急病院からの受入れする態勢が強化できる。２番としまして、山王台病院は、救急患者の受入れや手術を積極的に行っていることから、慢性的な病床不足であり、病床を再配分することで、山王台病院の医療提供体制の強化を図ることができる。３番としまして、石岡循環器科脳神経外科病院は、肺炎や熱中症など、専門外の救急患者を受け入れていることから、当病院を利用すべき患者のための病床を確保できない状態となっていることがありますが、再編統合により、病院間の役割分担がより明確化することで、専門とする疾患の治療に専念する体制をつくることことができる。４番としまして、公立病院を設置し、臨床研修制度により若手の医師を呼ぶことで、休日夜間緊急診療の継続が可能となり、中期的な視点では、強い要望がある産科を設けることや、将来にわたり持続可能な石岡地域の医療体制が確保されることが期待できる等のメリットが記載されております。

続きまして、（５）課題や留意事項等につきましては、石岡市医師会病院が担ってきた八郷地区の患者への医療提供体制を確保すること、各病院の役割分担により連携体制を継続し強化すること、早期に産科が設置されるよう努めること、地方交付税に該当しない部分については公立病院のランニングコストの赤字補填はしないこと等が挙げられております。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

かすみがうら市は、石岡市の病院にかかっているというか、お世話になっているような状況になっているのですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

市民の受療動向ですけれども、石岡医師会管内の医療機関では、外来診療で、石岡市 67.8%、かすみがうら市 25.4%、小美玉市 43.7%となっています。入院診療では、石岡市 46.9%、かすみがうら市 10.2%、小美玉市 33.8%となっています。小児科につきましては、外来は、石岡市 78.2%、か

すみがうら市 47.8%、小美玉市 54.1%で、入院は、石岡市 10%、かすみがうら市ゼロ%、小美玉市 17.5%となっています。大体 3 市とも石岡管内というよりも、5 割超が管外、特に土浦協同病院のほうに流出している傾向が強い状態です。

○設楽健夫委員

例えば、どこの地域が、石岡地域に行くというような地域的なものもありますか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

もともと、石岡医師会のくくりですと、千代田地区が石岡地域ですけれども、霞ヶ浦地区は土浦市医師会のほうに、もともと入っていました。石岡市医師会の病院としては、本来、千代田地区がエリア的には行く計画ですけれども、千代田地区でも、例えば、土浦協同病院とか神立病院、それから霞ヶ浦医療センターに行く可能性が高いので、石岡地域の医療機関は、あまり受診していないような形になっています。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

石岡市内の受療としましては、千代田地区の志筑地区、新治地区が多いのではないかと思います。

あと、先ほどの受診の関係ですが、医療計画の 10 ページをお願いします。

初期救急の実績で、各市で救急車によって搬送する場所を出していますが、石岡市内に救急搬送するかすみがうら市の救急車は 4.2%で、ほとんどが土浦市となります。救急搬送もこのような状況になっております。

○櫻井繁行委員

何回か会議開催の案内が来ていましたけれども、都合が悪くて参加はできなかったのですが、先ほど課長と部長がおっしゃったように、今回は石岡地域ですから、石岡市、かすみがうら市、そして、小美玉市もその構成の自治体に入ってくるかと思っています。

そういう中で、各自治体、議会に対しては、策定についてどのような流れで可決をとるようになっていくのですか。また、何か意見を反映して欲しいといった場合は、連携をとって、やっぱり共有してコンセンサスをとらないといけないと思いますけれども、その辺の事務的なところはどのように考えていらっしゃいますか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

石岡地域医療計画の策定についての資料 3 ページをお願いします。

こちらに記載されていますが、石岡市医師会管内ということで、石岡地域で始まったのですが、最終的には、地域医療計画には運営主体は書いてないですが、3 市で首長も交えた申し合わせの中で、公立病院は石岡市単独で設置運営することが決まっております。運営していく中で、ここにありますが、新たに地域医療の充実のために必要な経費が生じたときは別途協議ということで、少しにお寄せたような表現になっております。

当初は、石岡市内にお産できるところがなくなってしまったことで、石岡市からの呼びかけにより始まった対応ですので、それが病院統合という大きなことになったことについては、ちょっと協力できないと、小美玉市もそういう考えでして、産科とか小児科の充実に関する部分について、限定的に協力していこうという話に現在はなっております。

ですから、最初の設置に対する市の負担はないです。

○櫻井繁行委員

わかりました。

費用の持ち出しは、別途協議ということで、3 市の連携を図っていくことだと思うけれども、聞き

たいのは、医療計画の策定は済んでいるわけですよね。これは今度の全員協議会の報告で終わりなのか、それとも何か議案として上ってくるのか。その辺は、どのようになるのですか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

この医療計画につきましては、専門家を入れた検討委員会並びに3市の首長と石岡医師会会長を含めた石岡地方医療対策カンファレンスにおきまして、計画としては最終的に決定しております。そのため、各市で報告という形になるかと思えます。

○櫻井繁行委員

それでは、25日火曜日の全員協議会で報告ということになるのですか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

25日の予定の中には入っていないです。ほかの報告案件が多いもので、その後になると思えます。

○櫻井繁行委員

この大きな医療計画を見せていただくと、確かに、形的には施行は令和2年1月1日に決定して、令和2年から始まっているという認識だと思いますので、委員会報告を速やかに、全員協議会、もしくは議員のほうに報告をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

小美玉市も関係していますので、3市で足並みをそろえて、説明させていただきたいと思えます。

○櫻井繁行委員

土浦協同病院との連携は、石岡地域医療計画の中にはあまり見えてこないのですが、そのことは、あまり考えなくてもいいという認識ですか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

土浦協同病院とは、特別な連携はしていないと思うのですが、ただ土浦協同病院に大病を患って入院しまして、回復期になったら土浦協同病院を早めに出なくてはならないので、石岡地域でその受け皿としての病床も確保していこうということです。

○櫻井繁行委員

きょういただいたので、計画の内容を網羅していなくて申しわけないのですが、概要版の2ページを確認すると、新しく公立の（仮称）石岡地域医療センターをつくり、石岡市医師会病院と石岡第一病院を統合するように見えるのですが、どちらの病院に統合して、具体的にいつから始まるのですか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

場所的には、石岡第一病院のほうに統合という形で進めております。

今後のスケジュールですが、資料2ページをお願いします。

下から2番目のところ、公立病院開院までの流れです。これは最短の場合ですが、3年後です。令和5年1月には開院で、これは本当の最短ということですが、まず難しいかと思えます。石岡医師会病院が、医師の高齢化や不足してどうしようもなく、少しでも早くという要望がありまして、こういう計画になっています。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○田谷文子委員

集約化して公立病院が開院となると、産科とか小児科も強化されるのですか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

産科、小児科が一番の課題です。いろいろ専門家を入れた会議の中でも、産科をつくるには大変ハ

一ドルが高いという話で、すぐには難しいような形です。

概要版の2ページの表になります。中期のところ、産科医の確保が入っております。産科は24時間体制なので、3人の医師が必要のため、なかなか難しいです。

○田谷文子委員

婦人科とはまた別で、産科の場合は、いつ産まれるのかわからないということで、交代制も大変ですよね。

統合されても、産科や小児科の部分が強化されないとしますと、頼ろうとする患者さんが少なくなり、やっぱり病院の経営も大変ではないかなと思います。産科は難しいですね。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○設楽健夫委員

この資料の中で、石岡地域医療計画が出ています。令和2年1月で石岡市、かすみがうら市、小美玉市の3市でつくられている内容です。土浦地域の医療計画の一番新しい体制についての報告書は、何年度につくられているか、ちょっと教えていただけますか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

確認できておりません。

○設楽健夫委員

かすみがうら市の場合、単独ではこういう地域医療計画はつくれないう内容はあると思う。かすみがうら市の全体の医療計画は、土浦市の地域医療計画と石岡市の地域医療計画を見て、その両方に関係してくるということですよ。

そういう意味で、保健福祉部としては、かすみがうら市の医療計画で、さっき地域的には新治地区と志筑地区が、比較的多いとありましたけれども、それがどういう形になっていくのかについて、やっぱり整理しておく必要があるのではないですか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

先ほどご説明しましたように、石岡市内への当市からの受診者は、少ない状況になってございます。また本市の場合には、医師会が石岡市医師会と土浦市医師会、両方に旧地区がまたがっておりますので、なかなか事務をするのにも難しいことはあります。医療圏についても、土浦の医療圏に石岡まで入っています。その中では、医師数も土浦協同病院がある関係で、ある程度県内でも上位のほうですが、今回のように石岡地域だと、がたっと減ってくるような状況であります。その整合性が、当市としては難しいところがある状況でございます。

○設楽健夫委員

ホームページには、この医療計画と土浦市の地域医療計画と、やっぱり並列して出しておく必要があると思う。市民としては、選んでいくことになりますよね。あるいは、どういう計画があるのかということがわかりますから。これをアップするでしょうけれども、土浦市と併せて並列で出しておく必要があると思うので、ちょっと検討してください。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

土浦市の医療計画を確認しまして、市民へ周知を図ってまいりたいと思います。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○櫻井繁行委員

地域間の自治体の連携ですから、やはりここには自治体ごとの温度差があるだろうと感じました。それで、やはり一番を考えなければいけない石岡市民の受け皿ということでしょうし、かすみがうら市にとってみれば、土浦協同病院があるというところで、一部の市民が石岡市のほうに通っているという傾向があるとわかりました。

そういう中で、小美玉市に関しては、どのような傾向があるのか捉えておりますか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

先ほど、9ページでもちょっとお話ししました市民の受療動向ということで、2行目になりますけれども、かすみがうら市 25.4%に対しまして、小美玉市 43.7%の方が、石岡市内の医療機関にかかっており、かすみがうら市よりは石岡市内の医療機関に頼っているような状況になります。

ただ、小美玉市におきましても、旧国保病院があったかと思いますが、それを市営ということで指定管理者を入れており、一緒に公立というまではできない内容です。

○中根光男委員長

ほかに質問等は、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いします。

暫時休憩します。

[午後 1時57分]

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

[午後 1時59分]

次に、かすみがうら市空家等対策計画（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

○市民部長（山内美則君）

本日は、お時間をいただきましてありがとうございます。

2つ目の案件ですが、かすみがうら市空家等対策計画（案）につきまして、説明申し上げます。

平成 27 年に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことによりまして、昨年度から計画の策定作業に取り組んでまいりました。空家等対策協議会による審議を経まして、本年1月にはパブリックコメントを実施いたしました。本日は、計画（案）がまとまりましたので、説明をさせていただきますと思います。

内容につきましては、生活環境課、廣原課長から申し上げます。

○生活環境課長（廣原正則君）

それでは、私のほうから、概要版で説明をさせていただきます。

空家対策につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成 27 年5月に施行されたことを受けまして、本市においても、平成 30 年3月にかすみがうら市空家等対策協議会を発足させ、空家等の適正管理や住宅施策としての移住・定住に向けた利活用等を促すことで、地域の活性化に取り組んでいる状況でございます。

さらに、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、地域住民の生命や身体及び財産を保護することにより、生活環境の保全を図ることとともに、空家等の活用を促進することにより、地域の活性化に資することを目的として、かすみがうら市空家等計画を策定することとするものでござい

す。

ただいま部長からありましたように、本計画につきましてはパブリックコメントを実施し、1月17日から1月31日に行い、その結果、意見はございませんでした。

計画（案）について、説明をいたします。

資料は2ページ目からとなります。概要版については、計画本文と同じように、第1章から第5章としております。

第1章につきましては、計画の趣旨や位置づけ、計画期間等を表記しております。計画期間については5年間とし、令和元年度から令和5年度までとするものでございます。

続いて、第2章では、かすみがうら市の現状と課題を掲載しております。

3ページ目に移りまして、2. 空家等の現状としましては、平成29年度に調査を実施し、件数としては560件のうち、緊急性を要する対応が懸念される家屋として45件を挙げております。

また、その下では、調査結果やアンケート等から見えた課題を3点にまとめて掲載しております。

(1) 空家等の分布状況の課題、(2) 空家等の発生原因に関する課題、(3) 空家等の適正管理における課題などがあるかと思えます。

4ページ目に移りまして、第3章につきましては、空家等対策に係る基本的な方針を掲載しております。基本方針を4つの柱とし、これらに基づく対策を行っていくものとしております。基本方針1. 空家等の発生の抑制、基本方針2. 空家等の利活用の推進、基本方針3. 管理不全状態の空家等の適正な維持管理、基本方針4. 関係機関との連携による総合的な空家等対策の推進を基本方針として、今後対策を進めていくこととします。

さらに、第4章につきましては、それらの具体的な取り組みについて記載しております。第3章の基本方針に基づいたそれぞれの具体策などを6ページまでにわたって掲載しております。具体的には、空家等の発生の抑制としまして、現行の施策としては、市広報紙による周知啓発などを行っておりますが、今後推進を検討する施策としては、パンフレット作成やホームページへの掲載、またメールマガジンやアプリ等でのプッシュ配信など、また相談会の実施や民間業者委託等による適正管理なども挙げられます。

5ページ目に移りまして、空家等の利活用の推進としては、現行の施策として、空き家バンク、農地付き空家バンク事業のさらなる推進などがあります。農地付き空家バンクについては、空家対策と遊休農地対策等を目的として、空家に付随した農地に限り、下限面積を従来の50アールから1アール以上に設定するものでございます。

管理不全状態の空家等の適正な維持管理としては、現行の施策として市広報紙による周知啓発や、固定資産税の納税通知書へのチラシの同封等を行っております。

今後、推進を検討する施策としましては、パンフレット作成や補助制度などがあるかと思えます。

6ページ目に移りまして、関係機関との連携による総合的な空家等対策の推進になりますが、相談の対応や新たな補助制度の創設、空家等対策の実施体制や関係機関等との連携、また計画における進行管理などが挙げられます。

最後に、第5章につきましては、5年間における計画の目標値を設定し、計画を遂行していくこととします。5年間における発生の抑制の目標、活用に関する目標、除却に関する目標をそれぞれ掲げております。

さらに、この計画における達成状況の検証としまして、PDCAサイクルによる見直し等を行っていくものとします。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

今の6ページ、空家等発生の抑制に関する目標が、累計相談件数が60件とあるが、想定される空家の何割で設定していますか。これは100%ではないですよね。

○生活環境課長（廣原正則君）

これにつきましては、これまで窓口での相談等がございました。それらに基づいた件数、また相談会等の実施で、今後行っていくこととしておりますけれども、それらを例えば、年に2回とか行うことによっては、実施されるべき件数を挙げてございます。何割ということではないです。

○設楽健夫委員

私の周りは、戦後に農地として開拓してきたところで、70戸近くあった。水田、酪農で、全体が生計を打ち立てる、早く言えば兼業農家です。米をやって酪農、米をやって働きに出る、米をやって落花生をやると。ところが米価がどんと下がったことによって、その農地から引き上げていく割合がものすごく多いです。70戸あった当時の農家数が、今の自営業者は想定されるのは4戸です。水田をやる人、酪農をやる人、恐らくほかでもそういう形になると思いますけれども、言わんとしていることは、産業別に、一次産業、二次産業、三次産業の空家の度合いもちょっと知りたいと最近思っています。今、農業委員会等でも農地の活用に関するアンケートをやっていますけれども、最初、2割近く回答がない。何故かといったら、畑と田んぼから離れてしまっただけで帰ってこない、相談できない。いずれ空家にやっていく。後継者もいないですから。

ですから、空家対策といったときに、これは総合計画とも関係してくると思いますけれども、一次産業、二次産業、三次産業、私はわかりませんよ。私は農家の今の実情からして、そういう危惧を持っているけれども、働き手として、外にサラリーマンとして出ている人、あるいは商業をやっている人たちの動きもやっぱり見ておく必要がある気がする。そういうところに対しては、どういう手を打っていくのか。単純に、農家だということを見ていくと、これからは恐らく、5年、10年でさま変わりしていきますから。土地改良区の賦課金を年金で払わなくちゃいけない、そういう世代の限界が来る。そうすると、もうそこから離れざるを得ない。それが始まっていますから。だから、その一次産業、二次産業、三次産業の就業状況、あるいは離農状況、あるいは商売から離れている状況を見ながら、やっぱり見ておく必要があるのかと思う。結果としての現象としては、空家という形で出ていくでしょうけれども。

だから、多分霞ヶ浦地区における空家数は、農家地帯でも相当の勢いがあるような気がしているけれども、先ほどその実態をちらっと見せてもらいましたけれども、産業別でも調べて分析をかけておく必要があると思っています。

○生活環境課長（廣原正則君）

今回は、空家という形でのアンケート560件の中でとらせていただきましたけれども、仕事別というか、産業別にとってはおりませんでしたので、今後、もしアンケートをまた行えば、そういった項目をアンケートに入れていきたいと思っております。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○櫻井繁行委員

僕もこの委員会を代表して対策委員にならせていただいて、非常に活発な意見が委員会でも出ていました。けれども、一つ、うまくいっていないなというところは、空き家バンクの登録者のところだと思います。やはり目標値、KPIが、年2件の5年で10件というのは、ちょっと目標値としていかがだと思います。設楽委員がおっしゃっていましたが、この辺の目標値の設定理由をお聞かせ願えますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

これまで、空家バンクの成立件数につきましては、確かにご指摘のとおり非常に少ない状況でございます。これまでの中で、9件の登録があって、7件が成立しているわけです。実際にはパーセントでいえば非常に高いことにはなりますけれども、全体的には非常に少ない状況というのは、私どもも承知しているところでございます。

これについては、登録件数に目標として載せようかとも思いましたが、登録件数ではなくて、とりあえず成立件数ということで、この辺の数字に設定をさせていただいております。もし登録件数に載せるとしたら、もうちょっと出てくるのかとは思っているのですが、ただ実際に登録件数だけでは達成できませんので、成立件数を目標とさせていただいております。

○櫻井繁行委員

ぜひ、有効利用できるように、もちろん活用がメインですから、登録があって活用につながることもあると思いますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますし、これから令和5年度までの計画ということで、先ほど課長がPDCAサイクルで回していくということで、今は「Do」、これから実行になると思っています。そこで、ある程度、チェックをする期間を想定していますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

これにつきましては、庁内でも少し指摘いただいたところもありまして、件数についても560件ということで、実はもう何年前の調査になってしまって、今もさらに増えている状況もございます。相談を受けている中でも、今までの560件の中に入っているところもあるのですが、さらにまた新たな形で相談を受けているところもございます。できればために、年に1回ぐらいは、その辺のところも整理しながら検討していきたいと考えております。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○田谷文子委員

この560件を見せていただきますと、霞ヶ浦地区の農村地域、土浦市よりちょっと遠い、奥のほうに関して空き家が分布しているのかと見受けられます。これから補助対策をしていこうと明記されていますけれども、空き家対策は多種多様にわたっていると思います。そうすると、この補助対策はどのようなことを考えているのですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらについては、基本的な方針等にも少し書かせていただいておりますけれども、利活用の推進等で言わせていただきますと、例えば、空き家バンク事業に登録した方への家財道具の整理補助制度ですとか、これらの形は奨励金という形にもなるかなと思うのですが、その辺のところ、これから議論していただくわけですが、実は来年度予算に計上させていただいております。

また、下のほうに管理不全状態の空家等の適正な維持管理等を推進する施策として、解体除却する

場合の補助制度も今後検討していく必要があるかと考えております。

○田谷文子委員

そうすると、空き家バンクに登録しない方に対しては、該当がないということですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

空き家バンクについては、2番目のところの今の利活用の推進というところで補助を検討して、さらには、特定空き家については、バンクとかではなくてまた別な形で、活用できる場合はバンクに登録していただきますけれども、もうどうしようもないというか、少し傾いてしまったり、そういったところの方は特定空き家等に指定をして、解体のための補助といったこともちょっと検討していく。これはまだ予算化はしていないですけれども、その辺のところを検討をし、ほかの先進自治体の例も見ながら、補助制度については検討していきたいとは考えております。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○設楽健夫委員

農地付き空き家バンクと書いてありますが、ちょっと説明していただけますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

農地付き空き家バンクについては、空き家に付随した農地に限って、下限面積を1アール以上にするものですが、もともと農地の取得については、50アール以上でないと取得ができないということで、農業委員会の許可が得られないというところもあります。空き家に付随した農地、例えばすぐ隣にある1アール、10アール程度の農地であったり、そういったものについては農業委員会の許可を得て取得することができるというような制度でございます。

これについては、農業委員会でも、去年の11月の農業委員会において議決をいただきまして、空き家に付随した農地に限っては1アール以上で取得できると。

本来ですと50アール以上でないと取得できないけれども、それが1アールでも農業委員会の許可を得ることができると、そういうような制度を今回農業委員会とともにつくらせていただいたということでございます。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○小倉 博委員

特定空き家に指定されたときに、そのまま後継者がいなくなって、管理責任者というか、その人も能力がないと言われて放棄しますというのをちらっと聞いたことがありますけれども、そのような状態になっていくと、この間、行政代執行で大きな家を取り壊されたニュースがやっていましたけれども、もしそのような状況になってきた場合に、方向性として、土地をあげますと言われたときに、かすみがうら市はどのように受け止めることができるのかなと。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのようなケースも今後想定される場所ではございます。行政代執行という形もとることができるかとは思いますが、どちらにしても、それについては請求して、かかった代金についてはいただく方向としたいというところで、当然のことながら請求するわけですが、なかなか取れない状況もあるかと思しますので、なかなか行政代執行となると、高いハードルになるのではないかなと考えられるところです。

どうしても、市街化区域で特定空き家になってしまいますと、周りの方にも迷惑をかけるところも

ございますので、行政代執行についても検討していく必要はあるかなとは思っています。

また、行政代執行ではなくても特定空き家になりますと、先ほど言ったような補助も使えて、その持ち主が明らかになっていけば、除却の補助をするようなことも検討するというようなことにもなるかなと考えております。

○小倉 博委員

財政の面では、いろいろと大変なところがあると思うけれども、放置しておくわけにはいかないので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○設楽健夫委員

相続放棄の農地、宅地、あるいは片方だけでもいいですけども、相続放棄の空き家はつかんでいきますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

相続放棄された空き家等の相談も実は何件がありまして、ただ、相続放棄してしまえばその後の管理は必要ないのかと言われますとそうではなくて、民法上は持ち主の方にあるということがありますが、どうしてもそういった管理をしたくないということもあるので、それで管理をしないという方もいらっしゃるようでございます。

ただ、そこまで周りの方も大ごとにはなっていないのが今のところの現状でございまして、その辺の対策も今後検討していく必要があるのかなとは考えております。

○設楽健夫委員

相続放棄の空き家というのは、もう朽ちていくだけですから、そういう意味では、先ほど都市部の行政代執行がありましたけれども、これからは、やっぱりそういうものをつかんでおく必要があります。それ以前のな問題が必要でしょうけれども、そこの農地をどうしていくのか。

だから、全体としては、都市部と農村部で農地付き空き家と都市部の空き家と、大きく分類されて整理されているようですけれども、この双方に対して手を打っていけるように。限界はあるでしょうけれども、そういうものが必要になってきているので、分析をよろしくお願いします。

○生活環境課長（廣原正則君）

その辺のところも今後検討して、また相談会等もございますし、専門の方にもご助言いただきながら検討してまいりたいと考えております。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

○市民部長（山内美則君）

それでは、3つ目の案件、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画（案）につきまして、ご説明申し上げます。

この計画につきましては、平成 27 年に策定しておりますが、目標年次を平成 41 年、令和 11 年度

としておりました、策定後5年を目安に計画の見直しを行うこととしております。そのため、本年度改定作業を行うところでございます。こちら審議会に諮問いたしまして、慎重に審議をいただきまして、案として作成いたしました。こちらのほうは、2月14日からパブリックコメントを予定しております。その終了後に策定という手続になりますが、本日は計画（案）につきまして、その概要を説明させていただきたいと思っております。

廣原課長のほうから、説明を申し上げます。

○生活環境課長（廣原正則君）

続きまして、説明をさせていただきたいと思っております。

説明につきましては、概要版で説明させていただきます。

本計画につきましては、廃棄物の処理及び適正管理に関する法律第6条第1項の規定による計画でございまして、関連する上位計画及び諸計画との整合性を図り、平成27年3月に策定し、対策を講じてきたところですが、その計画の見直しを図るため改定するものでございます。

一般廃棄物処理基本計画でございしますが、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の2つから構成されております。ただいま部長から申し上げましたように、計画期間については、令和2年度を計画初年度とし、令和11年度を計画目標年次といたします。また、計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを図るため、中間目標年次を令和6年度に設定いたします。

それでは、まずごみ処理基本計画で、本市のごみ処理の状況でございまして、ごみの排出量については、グラフのように増減を繰り返しながら推移しております。平成30年度の排出量ですが、家庭系ごみは1万1,733トンとなっており、事業系ごみについては5,314トンとなっております。また本市の1人、1日当たりのごみ排出量は、前計画目標値と比較すると、目標未達となっております。平成30年度は、目標値に対し110グラムオーバーしている状況でございまして、また、下の表のとおり資源化率については、平成30年度で22.6%と、前計画値を上回って推移している状況でございまして。

続きまして、ごみ処理に関する課題の整理となります。

まず、ごみの排出については、発生抑制や分別排出ルール徹底などが挙げられます。次に中間処理については、現施設の適切な維持管理や新広域ごみ処理施設の安定的な処理の実施などが挙げられます。また資源化における課題については、資源化のさらなる向上や資源ごみの分別排出の徹底などが挙げられます。そして最終処分については、低減化や溶融処理の促進などの課題があります。

続いて、計画の基本理念としましては、前計画と同様、「みんなでごみゼロ大作戦」とするものでございます。

目標については、1人1日当たりのごみ排出量が、平成30年度で1,110グラムであったところ、令和6年度においては1,027グラム、令和11年度においては1,000グラムとするものでございます。

また、同時に資源化率の目標を平成30年度、22.6%のところ、令和6年度、27.1%、令和11年度、2.7%といたします。

3ページでは、基本計画を記載いたしました。

まず、基本方針1、市民・事業者・行政の役割分担によるごみ発生抑制・資源化の推進としては、それぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して発生抑制・減量化・資源化を進めていくための協力体制づくりを図ります。

次に、基本方針2、効率的な資源循環システムの構築として、排出抑制の推進、教育・啓発活動の充実、再生利用の推進などがあります。排出抑制としては、指定ごみ袋の導入や容器包装廃棄物などの発生抑制・資源化、食品ロス対策なども推進してまいります。教育・啓発活動の充実としては、環

境教育・環境学習の実施や分別ガイドの作成及びごみカレンダーの見直しなどを行ってまいります。また再生利用の推進としては、集団回収の推進、分別区分の徹底などを掲げ、進めてまいります。

また、基本方針3、環境の負荷を抑えたごみ処理事業の推進として、収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画、またその他のごみ処理に関する計画などがあります。収集・運搬計画としては、現在の体制の継続、また中間処理計画については、現在の施設の維持管理や新広域ごみ処理施設の整備・運営、焼却残渣の資源化などを掲げています。またプラスチック製容器包装については、新広域ごみ処理施設ではサーマルリサイクルを進めるとしておりますが、本市としては独自にプラスチックを分別収集し、直接業者に搬入し、リサイクルを行う方向で現在検討しているところでございます。最終処分計画としては、埋立て対象ごみの適正管理、最終処分場の確保などを進めてまいります。その他のごみ処理に関する計画については、災害廃棄物の処理体制の構築、不法投棄防止対策の推進、処理困難廃棄物の対応などを挙げています。

4のページに移りまして、生活排水処理基本計画となります。

課題として生活排水処理普及率における課題、収集・運搬計画の見直し、主要河川の水質における課題などが挙げられます。

計画の基本理念としては、表記のとおりでございます。

目標としましては、現在の生活排水処理普及率が91.7%のところ、令和6年度においては94.3%、令和11年度においては96.9%としております。

基本方針1として、市民・事業者・行政の役割分担による生活排水の適正処理の推進、2、水環境の向上のための普及啓発活動の推進、3、安定したし尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び処理処分体制の構築などとしており、継続的に適正で安定的な排水処理等を行っていく内容となっております。

説明については以上です。よろしく申し上げます。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

去年の世界湖沼会議がありましたけれども、霞ヶ浦浄化の排出宣言とリンクしているのですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

これについては、下水道課とともに計画を策定しておりまして、下水道課からはこのような形で大丈夫だという話は承っておりますが、委員のおっしゃるその計画については、存じ上げておりません。

○設楽健夫委員

最近よく新聞でもSDGsとか、昔のSDですね。その様々な取り組みがありますけれども、茨城県としては霞ヶ浦浄化という基準値に対しては、泳げる霞ヶ浦ということで、去年の世界湖沼会議もありましたし、具体的なものが出てきていると思うけれども、市のほうとしても、その基準に対してどう向かっていくのかという指標と、やっぱり意識づけが必要になってくると思う。ちょっと調べてください。

○生活環境課長（廣原正則君）

その辺につきましても、確認をさせていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

先月、北海道へ本委員会で視察研修に行かせていただいて、まさに札幌市のSDGsを活用した環境基本計画を調査してきました。やはり人口200万人いる政令指定都市ですから、なかなか設定がう

まくいっていないという現状はあったようですが、今後の目標として、1人当たりのごみは減らして、資源率を上げていくということでした。確かにそのようにしなければいけないと思うのですが、やはり総合戦略にもSDGsという言葉が入ってきていますから、何かしら絡める必要があるのかなと思います。特に、環境教育とか青少年とか子どもたちに対しての啓発活動かもしれませんが、SDGsを絡めるような案内というのはございますか。

○中根光男委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時36分]

○中根光男委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時45分]

○市民部長（山内美則君）

SDGsにつきましては、17の目標が掲げられておりまして、福祉の面、環境の面や教育の面であるとか、それぞれ目標がありまして、この廃棄物処理計画のほうも関連づけられればそのように調整をしていきたいと思っております。先進事例等も調査をしながら検討してまいりたいと思っております。

○櫻井繁行委員

先進事例は一度見てきましたので、また学校教育ともしっかり連携をとって、子どもたちの計画もお願いしたいと思っております。

もう1点、事業系ごみについて、先ほど少しお話ししましたが、札幌市では企業のごみの排出を抑え、減少したところにはランクづけをして、公表し、企業として全面的にエコな企業運営をしています。そういうところも民間としては非常に大事に見えるところだと思いますし、ぜひそういう先進事例も参考にさせていただいて、これから臨んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（山内美則君）

事業系ごみにつきましては、やはりいろいろ施策は掲げているのですが、なかなか進んでいないような状況でありまして、今後は当市のほうでも取り組んでいかなければならない事項だと思っております。

今、委員がおっしゃったように、事業者のほうにお願いをするばかりではなくて、ランクづけと言っては失礼かもしれませんが、公表することを前提にお願いをすることを含めて、事業系ごみの減量化も検討を進めてまいりたいと思っております。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○設楽健夫委員

会議録にも残しておいていただきたいので、視察研修に行ったときに勉強させてもらったけれども、札幌市もEMSを平成の初めにとっています。札幌市は外部のISO14001をとっていたのですが、その事業の幅が狭いので、それを広げるために独自のEMSに移っていった。今の基本的な政策が、市長のEMSの指摘事項と次年度の方針ということで、見える化と、先ほど言った事業体へ少しでも拡大していくという方針が見えていた。

かすみがうら市ではどうなっているのかと思って私も調べてみたら、地球温暖化については、ポリシーは法律があります。地球温暖化法があって、当市はそのマネジメントシステムを、EMSとは違いますが、つくって運用している。同じ土浦市も「フーチャンEMS」で、環境マネジメントシステムを動かしている、回している。当市でもこの基本計画が出来上がってくるわけですから、そのマネジメントシステムをやっぱり作り上げていく必要があると思う。そうすれば年度の目標が立て

られて、さっき言った事業系でも、例えば最初の年度は、かすみがうら市内におけるEMSをどれだけの企業がとっているのが調べてみようと、そうしたらその実績を研究してみようと、それを広げてみようと、いろんなことが始まってくると思う。この計画は10年でしょう。10年間のマネジメントシステムを回していったら、何らかのものがやっぱり出来上がってくると思う。それをぜひ検討していただきたいなと思います。近くの土浦市でもやっていますので、よろしくをお願いします。

○市民部長（山内美則君）

ただいまのご提言につきましては、土浦市を参考にさせていただきまして、長期の大きな目標を定めながら、この計画の中にも記載しておりますように、年度ごとのPDCAということで、回しながら大きな目標に向かって取り組んでまいりたいと思います。

○中根光男委員長

ほかに質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終了いたします。

次に、かすみがうら市災害廃棄物処理計画（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

○市民部長（山内美則君）

続きまして、4つ目の案件、かすみがうら市災害廃棄物処理計画（案）につきまして、ご説明申し上げます。

こちらの計画は、ただいま説明をいたしました一般廃棄物処理基本計画（案）と併せまして、本年度の策定を目指しているものでございます。

内容につきまして、廣原課長から説明申し上げます。

○生活環境課長（廣原正則君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

こちらは、ポイントと記した資料で説明をさせていただきます。

近年、地震災害や風水害が頻発しておりまして、各地に大きな被害をもたらされております。このような災害で発生する災害廃棄物は、人の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるおそれがあり、地域の復旧・復興の妨げにもなります。

災害廃棄物処理計画は、自らが被災することを想定し、発災時に備えて、平常時より庁内外の協力・支援体制の構築や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等の対応に必要な事項を取りまとめたものになります。

最初に、本計画における被害想定・基本方針等になります。

被害想定としましては、地震災害、風水害を対象とします。地震災害における被害想定については、茨城県南部の地震を想定し、また風水害については、霞ヶ浦及び恋瀬川の氾濫などにより浸水した場合を想定しております。

災害時に発生する廃棄物の種類については、表記のとおり15種類を想定しております。

災害廃棄物処理の基本方針等については、適正かつ円滑・迅速な処理の実行、分別・再生利用、目標期間内での処理実施、合理的かつ経済的な処理として、4つの柱を基本として処理を実行します。

続いて、流れについては、下の図に示されるように、仮置き場には分別した形で搬入いただき、分別・保管をします。これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を

行い、再生利用、最終処分を行います。

次のページに移りまして、市の対応としましては、初動期、応急対応期、復旧・復興期と分け、それぞれ一定の時間の経過を目安として行動していくこととします。

続きまして、災害廃棄物処理のための体制等について、説明をいたします。

組織体制・指揮系統については、基本的には地域防災計画に基づいた体制となりますが、災害対策本部において、災害廃棄物処理は衛生対策部が担当し、より具体的な処理の体制を構築します。

情報収集・連絡については、国・県などの関係機関等との情報共有を図ります。

協力・支援体制については、県内・県外の相互支援体制を確保し、本市が被災した場合は、県や被災していない市町村や事業者支援要請を行います。

住民への啓発・広報については、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、住民の理解と協力が必要なため、災害廃棄物の分別方法等について、平常時から啓発・広報を行います。また災害廃棄物の分別徹底には、発災直後の広報が重要であるため、災害発生時には迅速で効果的な情報発信に努めます。

災害廃棄物の処理についてですが、発生量の推計として、環境省の災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物発生量を推計し、必要に応じて見直しを図ります。また、次ページに変わります。災害廃棄物処理の方法については、種類ごとに処理の方法・考え方を定めておき、実際の処理の際には、環境負荷の低減や資源の有効活用の観点から、可能な限りリサイクルを進め、焼却処理量及び最終処分量の削減に努めます。仮置場については、一時的に集積する場所となる仮置場を設置し、場内の分別配置図・同線等の設定のほか、飛散防止・臭気衛生・火災防止の対策等、円滑な管理運営に努めます。また広報等の周知、場内での分別配置図の配付・看板設置・分別指導なども推進します。収集運搬については、生活環境に支障が生じないように、収集運搬車両の確保に努めるとともに、収集運搬能力や交通事情等を踏まえた仮置場への搬入方法を決定します。処理・処分等については、平常時における焼却処理や破碎処理等と同様に進めることを基本とします。処理し切れない場合は、先ほども申し上げましたように、ほかの自治体に依頼するなど、対応を検討します。

環境保全対策・環境モニタリング・火災防止については、被災者の健康や生活環境の保全に配慮し、必要な措置を講ずることとします。

また、生活ごみ・避難所ごみ・し尿についてでございます。避難所ごみを含む生活ごみについては、仮置場に搬入せず、既存施設での処理を基本とします。また避難所トイレ・仮設トイレからのし尿が多く発生すると想定されます。それらのごみ並びにし尿の発生量を推計し、対策を講ずることとします。それについては、迅速に収集運搬を開始できるよう進めるとともに、仮設トイレの設置や増設に努めます。

計画の概要は以上ですが、この計画については、今後環境省の災害廃棄物対策指針や市地域防災計画における想定被害の見直しなどを踏まえ、計画の実行性を高めるため随時見直しを図っていきます。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

1点だけ、課長の説明の中であった仮置場についてです。那珂川の水害と地震のときでは、規模は変わってくると思うけれども、ある程度、かすみがうら市として仮置場の場所は想定していますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

仮置場につきましては、市保有の土地を基本として考えてはおりますが、全体的に市が持っている土地がなかなか少ない状況でございます。借りている土地等もございます。基本的には市の施設の広場であるというところで検討してまいりたいと考えております。

○櫻井繁行委員

昨年 10 月、皆さんも記憶に新しいと思いますが、水戸市で那珂川が氾濫したときには、要は幹線道路の歩道にごみを出してしまったというか、それが行政の指導だったでしょうけれども、逆にそれが分別されていなく、歩道に出されたものを収集する人は、分別がすごく大変で、悪臭とかごみもひどかったという話があって、住民の人は「場所が決まっていれば、そこまで分別をして運べたのに。」というような意見もあったように認識しています。明確に仮置場があって、運べる人ばかりではないと思うけれども、そういったことも想定して考えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○生活環境課長（廣原正則君）

実際には、仮置場の周知については、災害時に早急な周知に努めることは考えております。

また、災害によっては、そういった形で運べない方も出てくるかと思っておりますので、こちらにも書いてありますけれども、収集運搬等の対応も考えていく必要があるかとは考えております。そのときの災害によって、臨機応変に対応していきたいと考えております。

○中根光男委員長

ほかに質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時00分]

○中根光男委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時02分]

次に、歴史博物館収蔵施設の設置についてを議題といたします。

説明を求めます。

○教育部長（田崎守一君）

どうもご苦労さまでございます。着座にて、ご説明させていただきます。

5 番の歴史博物館収蔵施設の設置についてでございます。

これまで、市内の公共施設において保管しておりました埋蔵文化財や民具などの資料を 1 か所で保管・管理するため、現在、旧安飾小学校を改修しております。4 月より、歴史博物館収蔵施設として活用し、またこれに合わせて関係する例規の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、仲澤生涯学習課長よりご説明を申し上げます。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

それでは、歴史博物館収蔵施設の設置について、ご説明を申し上げます。

歴史博物館資料の 1 ページとなります。

1 番が施設の概要でございます。

歴史博物館の収蔵庫となります旧安飾小学校は、昭和 47 年 3 月竣工の施設となります。こちらを改修いたしまして、埋蔵文化財等の保管倉庫として利活用するものでございます。

資料の3ページでございます。

今回整備します収蔵庫は、ピンク色で着色されました1階、2階の部分が倉庫になる部分です。校舎本体でございます。延べ床面積が1981.6平方メートルになります。学校から倉庫への用途変更となることから、延焼を防止するための防火区域の区切り等の設置が義務づけられてございます。また防火施設の新設をするなどの改修も行いました。

このための関連工事を資料の1ページ、2番目の表にあります改修工事（用途変更）と記載してあります。昨年8月から4か月間をかけまして、この改修を行いました。

また、改修後には、その下となります3番目の表でございます。保管をするための棚、軽量のラックを校舎の1階、普通教室及び特別教室等旧ランチルーム及び廊下に設置いたしました。

資料の6ページ、7ページでございます。

6ページは、普通教室が3室で、7ページは、特別教室及びランチルームの図面で、下段のような形で5段の棚を配置いたしまして、ここに収蔵品を収めるものでございます。

次に、資料の2ページでございます。

2番の今後の予定といたしましては、資料の8ページにあります搬出元ということで、青で表示された市内4か所の施設から、赤の収蔵庫に埋蔵文化財や民具など、資料の9ページ、10ページにあります一覧の物品を移動、搬入する予定でございます。

また、資料の2ページをお願いします。

2番目のガラスシーリング改修工事でございますが、サッシを抑えておりますパッキン、通常ビートと言われるものが老朽化に伴いまして、劣化しており、昨年度襲来しました台風の折に、やはり雨などの吹き込みがあつて、中の文化財等が被害を受けてしまうことで、こちらの改修工事も併せて今後実施する予定でございます。こちらも年度内、3月中旬には完了予定となっております。

また、これに合わせまして、今回の議会に設置管理の条例を提出させていただいております。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

長期的な計画になってくると思いますが、教育委員会はどう考えていくか。この収蔵は、後で配布されたカラーのプリントを見ると、霞ヶ浦地区、あるいは千代田地区とわかっていますね。一時的に旧安飾小学校の収蔵庫に集める場合はあると思う。ただし、千代田地区の様々な文化収蔵物をやっぱり保管し、展示していく、あるいは閲覧体制をつくることは、いずれ千代田地区の小学校統合の後に、必ず空き教室が出てきます。今回の旧安飾小学校と同じように想定して、この計画は進めていく必要があるとは思う。

具体的に言うと、旧安飾小学校に集めてくる場合に、例えば、千代田地区の志筑地区なら志筑地区でもっと細かく、あるいは稲吉地区とか、分けて収蔵していくものはいろいろあると思います。やはり先を想定して、必ず文化財という意味では、今、歴史博物館にも千代田地区の文化財も入ってきていますけれども、満杯状況になってきていますよね。やはり稲吉本陣だとか、地区の文化財だとか、千代田地区あるいは志筑地区の文化財も、あと千代田公民館の付近にあるものについても、必ずそういう計画が出てこざるを得ないと自分は思っています。まずこの点についてはどうですか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

設楽委員から言われた将来的な計画ですが、千代田地区の廃校後の小学校の利用の形態が決まって

いないという状況と、現在の収蔵品の品数は、資料の9ページにあります。文化財の数量で、箱数でいくと1,615箱、今回設置します旧安飾小学校の収蔵庫が1,860箱程度収まる規模の収蔵施設でございます。現在のかすみがうら市に存在する、発掘し終わっている文化財については、全て収まるという規模の計画で今回設置しています。これまで長年にわたって1,600箱なので、それからまだ200余り余っているということで、当面はまだそこで足りると、今回事業計画をさせていただいています。

○設楽健夫委員

倉庫を造るということを前提に物事を進めていますよね。私はきょう、2階の行革・FM推進室へ行って、旧安飾小学校は、倉庫以外には使えないですかと話を聞いてみました。いや、それは教育委員会が決めることですよとされました。

どういうことかということ、やはり収蔵物の倉庫を造るけれども、閲覧室だとか、それで教育をしていく教室とかも、やはり将来的には、千代田中地区の小学校の活用方法が出てくるわけですから、そのときには、今はここに全部入るから大丈夫だと決めるのか、それとも将来的に、閲覧室とか、学習スペースをつくるということも含めて、やはり私は段階的にそういう幅を持たせて、準備しながら、文化財を集めて整理していくことはできると思う。だから、子どもたちが歴史を学ぶという意味では、将来的にはやはり閲覧室、学習室も必要じゃないかなと思う。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

倉庫以外の利用ということでご提案いただいたわけですが、実際に今回倉庫まででとどめたという理由の中に、耐震性の問題があり、人が常時入れるような施設としての改修には、耐震化ということでまた多額の費用がかかります。今回はこの程度というか、ここまでの整備にとどめたという経緯がございます。

実際にここで集められたものに関しては、歴史博物館の本館であったり、富士見塚古墳公園の展示室等を利用いたしまして、開示したり利用していく考えもございます。そういったところで、また数が増えてくれば違う考えとかも出てくるかと思うのですが、そういった形で今後、委員の意見を参考に進めてまいりたいと考えてございます。

○設楽健夫委員

幸いにも、千代田地区は教室も体育館も耐震工事が全部終わっています。旧安飾小学校はたしか体育館だけですよね。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

旧安飾小学校の体育館の耐震性ですが、現在、縦方向、横方向、両方面からいきますと、完全に問題ないという状況ではなくて、一定方向については問題なく耐震性はあるのですが、やはり短辺方向にちょっと問題があるという状況なので、その辺についても改修が必要だということです。

○設楽健夫委員

話は戻りますけれども、千代田地区は校舎も体育館も耐震工事が終わっている。だから自由度はそれなりある。だから、例えば、閲覧室とか、学習室ということは、霞ヶ浦地区よりもやりやすいと思う。そして、文化そのものは、基本的には地域の人たちが学んで広めていくものですから、やはり地域に根差したものを想定しながら、準備していくことをぜひお願いしたい。

行革・FM推進室でも、教育委員会の基本的な方針によって定められていくと担当者も話していましたから、その辺の幅はあると思うので、よろしくをお願いします。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

千代田中地区の小学校統合で、令和4年度以降、廃校となります。教育委員会で全て使えるという

ものではないので、そちらの利用状況も関係する課と調整する中で、今後庁内協議を経まして、適宜進めてまいりたいと考えております。

○中根光男委員長

ほかに質問等は、ございますか。

○櫻井繁行委員

埋蔵文化財の現状を写真で見させていただくと、僕らみたいな素人考えでも、非常に状況が悪かったのかなと感じました。

そういう中で、旧安飾小学校を耐震機能がないので、倉庫という認識で今回は活用を考えたということだと思います。ここに埋蔵文化財を保管するに当たっては、例えば、棚はしっかりつけていますけれども、要は埋蔵文化財の適材適所の配置といいますか、直射日光は当たったほうがいいのか、当たらないほうがいいのか、あとは空調面というところで、担当課として何か考えておられますか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

収蔵庫内での埋蔵文化財の保管方法でございますが、当然、現在箱に収められて、今置いてある施設自体がもう、風雨が入ってしまうような千代田公民館の裏に置いてあったり、旧第五保育所の跡地に置いてあるということで、そこ自体がそもそも劣悪な環境であるので、あらかじめ今度は風雨を防げるような施設に移管いたしまして、保管するというところで、保管状態はかなり上がる認識でございます。

また、実際に、温湿度管理まで必要なものは、一切ここにはなくて、本当に必要なものは歴史博物館本館の温湿度管理の装置のあるところにしまっておき、二段階的な取り扱いで対応していきたいと考えてございます。

○櫻井繁行委員

そうすると、小学校を埋蔵施設として使うに当たっての改修工事は、どういったことが行われたのですか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

今回の一番大きな部分では、学校から倉庫ということで、消防関係の設備改修が多い内容となっております。1階、2階をおのおのの防火区域といたしまして、1階と2階を隔てる廊下に防火扉を設置しまして、完全に遮断するとか、火の回りがなくなるようにするといったもので、外部からの延焼で、木造系のものがあれば撤去して耐火構造のもの、ALC板を張りつけて、外からの延焼対策をするといった内容となっております。

○櫻井繁行委員

よくわかりました。

最後に、やはり課長のご説明を聞いていると、運送会社が運んで、無造作にどこの棚でもいいから下ろしていくというか、端から詰めて陳列していくと聞こえてしまうのですが、多分そういったことではないですね。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

保管や、その後の利用も考えて、学芸員がきちんと図面を作成しまして、しかるべき場所に配置する形で、いつ何どき、どこに何があるかを整理して、管理していく形になります。

○設楽健夫委員

その説明が欲しかったです。大事なものは歴史博物館に置いてあるけれども、「こっちは大したものはありません」みたいな感じの説明に聞こえてしまったので。そういったところは重々管理をして、

もちろん学芸員のほうでも管理をしていくという考え方でいいですか。

歴史博物館の収蔵庫にも、やはり新聞紙でくるんだままの埋蔵物だとか、いろんな宝物がいっぱいあります。あと、ほかにも散らばっているものを把握しているのは、千葉学芸員しかいません。奥のほうを見て「これはどこにあるんだ」と言ったら、「いや、ちょっと千葉さんと呼んでこないとわからない」というのが結構あるから、その辺の情報を集めて、歴史博物館の中から運び出すものも恐らくあるし、逆のこともあるよね。その辺はその価値がわかっている人じゃないと、今の運び屋では無理だと思うから、よろしくをお願いします。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

行き先をわかって、しまわないと管理が不十分となるということなので、そういったものをきちんとデータベース化して、どこに何があって、誰が検索してもわかるような形で管理してまいります。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○田谷文子委員

私の一番の心配は、長年保存していくことになると、カビの問題です。空調関係は大丈夫ですか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

今回、旧安飾小学校はもともと空調施設がついていましたので、冷暖房で回すわけではなくて、空気を送るという形の中で、管理していくことで考えています。

常駐の管理者はいないのですが、あくまでも倉庫で、歴史博物館の職員が随時というか、必要に応じてその施設管理を補っていくということです。

温度管理、湿度管理は完全なエアコンではないので、空調関係で空気の流れをつくって、ある程度管理していくことで考えてございます。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○設楽健夫委員

今のは重要なことなので、役職で判断者を決めないでください。課長が決めるとかではなくて、その知識を持った人が、ここの湿度に対してはこういう補助対応が必要だとか、必ずありますから。一つ一つ丁寧に、貴重なものなので、長くそれを見てきた千葉学芸員、ほかの学芸員の人にも、話を聞きながらお願いします。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

管理に関しましては、ちゃんと知識を持った学芸員等が携わってまいります。

○櫻井繁行委員

これは、いつぐらいに移動が終わるのですか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

資料の2ページにありますとおり、3月14日が工期となっているので、あとひと月足らずで移動になります。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

それでは、次に、かすみがうらウエルネスプラザ開設に伴う旧志士庫地区第1公民館の取り扱いについてを議題といたします。

説明を求めます。

○教育部長（田崎守一君）

引き続き、ご説明いたします。

かすみがうらウエルネスプラザ開設に伴う旧志士庫地区第1公民館の取り扱いについてでございます。

これまで、志士庫支館の活動拠点といたしまして、暫定的に旧志士庫地区第1公民館をご利用していただいておりますが、かすみがうらウエルネスプラザの供用開始に伴いまして、機能が移転されます。

今後の予定、土地・建物の概要等について、同じく仲澤課長よりご説明を申し上げます。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

それでは、かすみがうらウエルネスプラザ開設に伴います旧志士庫第1公民館の取り扱いについてご説明を申し上げます。

公民館資料の1ページでございます。

1番の現状といたしましては、旧志士庫第1公民館は、平成28年4月に霞ヶ浦地区6つの地区公民館とともに、霞ヶ浦公民館に統合となったものでございます。全市的な施設の恒久的な取り扱いが決定するまでの間は、旧地区公民館設置及び管理等の条例に基づきまして、暫定的に地区民の方に使用していただいたという施設となっております。

令和2年6月に開設予定のウエルネスプラザの2階となります多目的室がございます。普通教室を改造したもののほうに、機能移転することでございます。

2番の今後の予定といたしましては、移転後の旧志士庫地区第1公民館の施設につきましては、用途廃止となることで、これからは普通財産となります。そちらを民間等への貸付け、売却等を検討いたしまして、それでも折り合いがつかない、利用者がいないような場合におきましては、解体という方向で、行革・FM推進室を中心といたしまして、進めていくものとなっております。

3番の土地・建物の概要につきましては、かすみがうら市実倉3622番地4で、資料の2ページとなります。この四角い形の1筆の土地が今回の公民館で、こちらについても売却なり、貸付けを検討してまいります。土地面積が3022.59平方メートルで、建物の本体の延べ床面積が498.47平方メートル、付属の物置9.9平方メートルが設置されている状況でございます。

資料の3ページがその配置図ということで、図面を記してございます。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

公民館の扱いについては、正確に記述をしてください。

どういうことかということ、現状のところ、「地区公民館は霞ヶ浦公民館に統合となりました」は運用規則かな、その中で「施設としての公民館は」という記載があります。そして地区公民館は支館として活動を継続していきますという内容になっています。そこはきちっとしておかないといけない。いわゆる地区公民館がなくなったわけじゃないと。運営体としての地区公民館は支館として残っているわけですから、ここは間違わないように、記載はしっかりとしておく必要がある。そうでないと、

今までの地区公民館はなくなってしまうから。それは、条例と運営規則。条例を変えますからね、今でも条例には、公民館は千代田公民館と霞ヶ浦公民館と書いてあります。運営規則の中で「施設としての」とあります。あと、旧公民館についての条例があります。その具体的な条例の中身、私はそれ自身に問題があると思っていますけれども、この中で、施設としての霞ヶ浦公民館は統合となりましたが、支館として運営されていますという現状については、活動をしている人を否定することになりますから。

例えば、行革・FM推進室に対しても、下大津地区公民館をどうするのか協議をしていますよね。下大津地区支館は桜の問題もあるし、NPOが入ってきている。体育館を支館、あるいは公民館として活用するか、今のところに建て替えていくかという協議が始まっていますよね。安飾地区は保育所を支館として使っています。その辺は少し、やっぱり丁寧に書いてください。それが1つ。

今後の予定のところで、実は私も参加しましたが、区長会の額田会長とか、あと公民館長、参事の人たちとか何人かの人と、志士庫地区の今の公民館施設をどうするのかという打ち合わせをした。それで要望していこうということで、その人たちの話は前提にしているのですか。話を聞いていますか。例えば、区長会会長とか、相当強い意向を持っていましたから。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

今、2点ほどあったわけですが、1点目の組織と施設の関係につきまして、現状のこの説明の中で申し上げているのは、施設の取り扱いについてという部分で組織を否定した部分は全くなくて、記載がなかったのは大変申しわけないですが、活動については、場所が今の旧地区公民館からウエルネスプラザに移るという説明だけの記載なので、その「組織についての活動は」というのを記載漏れしたのは大変申しわけございません。

2点目の額田区長会長との話合いで協議したということで、実際には、その話し合ったのはいつで、どういった内容でまとまったのかということをお知らせ願いたい……

○設楽健夫委員

それはない。

支館長のほうから要望書が出ているはずですから。出ているでしょう。

それは、あそこの芝生のフットサルの競技場も相当な人たちが使っているけれども、そういうことを含めて、支館長のほうから文書を出していきましようという話でその会議は終わって、その後の話はまだちょっと。それはいつ付けになっていますか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

令和元年7月31日付で、村本支館長のほうから提出されたものです。

○設楽健夫委員

開催時期については、ちょっと正確には言えないですけども、支館長があそこの地域の様々な、区長会長とかいろいろいましたから、そういう人たちとの話合いを持って出しているはずですから、そのところは今後の取り扱いの中で、ここでは「民間等への貸付けや売却等の対応を調整し、普通財産として適当な利用者がいない場合には、建物の解体を予定しています」とありますけれども、この辺は支館長、あるいは区長会長等ともよく協議をして進めていっていただきたいのが1つです。

戻りますけれども、現状の記載については、公民館条例、あと霞ヶ浦地区の旧公民館の運用に関する条例もたしかあったと思います。運用については、運用規則で「えいやあ」でやっている。例えば、千代田中地区と下稲吉中地区のコミュニティ推進員の組織体というものも運営体としては書かれているでしょう。その辺がちょっと微妙な関係がありますから。それで実態があるわけですから、千代田

中地区コミュニティ推進委員会があるし、下稲吉中地区コミュニティ推進委員会があつて、夏祭りも含めて活動を続けています。霞ヶ浦地区については、旧公民館長会議ということで、支館として支館長会議もやっている。そういう形で運営体として活動は続けているわけですから、そのことについては、やっぱりきちっと配慮した文書にさせていただきたいと思います。ここでは「施設としては」というふうに、条例に従って、あるいは運営規則に従って、今のところを書いておく必要があると思う。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

組織と施設の関係でございますが、基本的には、条例で定めているのは施設の設置に関するの条例ということで、設置すると定めているのは、霞ヶ浦の公民館と千代田の公民館というものを設置しますということで、そのことについてご説明いたしましたのが、先ほどの6つが統合になったという内容でございます。さらには、実際の運営に対して活動、組織についての規定が公民館運営規則で定められて、支館を設置して、支館ごとに霞ヶ浦地区はやっていきますということで記載してございます。

先ほど来、申し上げましたとおり、今回の記載につきまして、施設のみで、単純に機能を廃止して移転するという説明だけだったものですから、その辺をご理解いただきまして、記載の際には考えさせていただきたいと思います。

○設楽健夫委員

文言を変えていただけるということ、整理していただけるということによろしいですね。

このままでは出てこないですね。修正があるということですね。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

確認ですが、修正というのは何を修正でしょうか。今回のこの資料の修正という意味ですか。

現状の中に、組織の内容を記載したほうがいいだろうというご指摘でしょうか。

○設楽健夫委員

ここには、「霞ヶ浦地区6地区の地区公民館は、霞ヶ浦公民館に統合となりました」とありますよね。これは施設としての公民館は統合となりましたが、活動は支館として活動を続けていますとか、正確な現状を書いておいてほしいです。

千代田地区はコミュニティ推進委員会という形で活動を続けていますよね。それは運営規則の中に……

ちょっといいですか。暫時休憩をお願いします。

○中根光男委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時39分]

○中根光男委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時52分]

○設楽健夫委員

現状の「旧志士庫地区第1公民館を含めた」を削って、その私からの根拠は、条例の中では、公民館は霞ヶ浦公民館と千代田地区公民館の2つが書いてある。ところが運用規則では、施設は3つです。組織も3つです。そこに条例と運用規則の矛盾がある。だから私は、霞ヶ浦公民館、千代田公民館、下稲吉公民館という3つが機能しているわけだから、その実態に合わせて条例を変えるべきだと思っている。その条例が昔のままになっていて、運用規則で強引に3つに分けてしまった。その整合性があるから、そういう誤解があるので話をした。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

それでは、資料の訂正ということで、「平成28年4月から」以降の、「旧志士庫地区第1公民館

を含めた」という部分を削除させていただいて、資料の差し替えをさせていただきます。

○設楽健夫委員

支館長と区長会長の話をよく聞いてくださいね。これはお願いです。私が怒られる。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

昨年7月31日に支館長名で提出された要望書につきまして、こちらを勘案いたしまして、今後公民館運用に関しまして、協議をしてまいりたいと思います。

○中根光男委員長

ほかに質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、図書館の貸出しについてを議題といたします。

説明を求めます。

○教育部長（田崎守一君）

それでは、7番の図書館の貸出しについてご説明いたします。

これまで、議会、さらには市民の皆様方からご指摘をいただいております図書館における図書の貸出し、また小・中学校図書館との連携につきまして、仲澤課長よりご説明を申し上げます。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

それでは、図書館の貸出しについてご説明を申し上げます。

資料の1ページとなります。

(1) インターネット予約による貸出しについては、令和2年4月から貸出しできる全ての資料、本、DVD、視聴覚資料でございます。こちらをインターネットで予約をして、借りることができるようになるものでございます。

今までですと、貸し出し中の本ということで、現在その図書館になくて、その後に予約をしたい場合にのみ、インターネットでの予約を採用してございました。こちらにつきまして、4月以降は全ての図書を、貸出ししないものは当然できないわけでございますが、それ以外のものについては全て貸出しすることで、貸出しの拡大をしていくものでございます。

また、予約しました資料につきましては、図書館の本館、あじさい館の中でございます。これのほかに、千代田公民館の図書館分館並びに中央出張所での受け取りも可能にすることで進めるものでございます。こちらについては、開館時間内であれば、いずれの施設でも受け取れるという形で対応をしております。

資料の2ページでございます。

(2) 図書館との連携についてでございます。

今年度から実施してございます学校図書館連携事業がございます。学校の図書館と連携しまして、図書の活用であったり、子どもたちの読書の増進を図ることを目的に進めている事業でございます。学校訪問で当館の司書が伺いまして、学校の図書館司書と当校図書館教諭等々の協議の際にニーズの高かった学校への貸出しで、団体貸出し1回につき200冊まで貸し出せるといったものにつきまして、今までですと、準備しておいて学校で取りに来ていただいたということで、先生方にもご負担をかけていたわけですが、こちらにつきまして、図書館で先ほどのインターネット貸出しを、先ほどあるように週2回ほど各施設を回るの、その折に一緒に学校に持っていかうということで取り組むもので

ございます。このことで担当の先生方の業務の軽減を図りまして、より多くの児童生徒にたくさんの本を読んでもらえる環境を整備していきたいと取り組むものでございます。

(3) 貸出し冊数の増冊につきましては、例年夏休みや冬休みなどの長期休暇の折には、条例で定めます1回の貸し出し図書が5冊ですが、それをただし書きにおきまして、館長が特に認める場合は増やすことができるということで、10冊まで増やして実施してまいりました。これにつきまして、来年度4月以降につきましては、とりあえず試行的に1年間、通年で10冊を上限として実施したいという内容となっております。その結果を受けまして、次年度以降の例規の改正等が必要であれば、そちらにつなげていきたいと考えているものでございます。

また、最後のその他でございますが、図書館の本館が平成10年の開館から21年を経過いたしまして、施設の各所に老朽化、傷みが目立ってきてございます。本来であれば大規模な修繕をして、利用者の皆様方によりよい環境で利用していただくことがよろしいのかと思うのですが、なかなか予算上の関係もございますので、施設の一部を小規模ではございますが、改修を進めているところでございます。

内容としましては、図書館の椅子とかの座面が、やはり20年を経過しまして、一部に損傷をしているといったものの座面の張り替え、床のカーペットがやはり老朽化していることで一部の張り替え、並びに利用者の利便の向上のために、子ども広場ということで、本館入って左側に子ども図書のスペースにつきまして、バリアフリーの関係で、今までですと靴を脱いで上がっていただいたところを、靴を履いたまま、ベビーカーもそのままストレートに入れるよう改修をしてございます。併せて、授乳室も設置をいたしました。

こういった取り組みの中で、より良い環境を整備して、利用者の利便性向上に努めていきたいとご報告するものでございます。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○櫻井繁行委員

課長がおっしゃるように、利便性の向上、非常にいいことだと思います。

そういう中で、今後はインターネットで予約をすれば、例えばあじさい館にある図書館だけではなくて、ほかでも受け取れるというご説明がありましたけれども、配送する方はどなたになるのですか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

配送につきましては、1ページの一番下のほうに表がございまして、受け取りの貸出しということで、週2回、水曜日と金曜日に配送を予定してございます。

現在、図書館の職員が、臨時職員と嘱託職員を含めて5名で、来年度1名増員を予算要望してございます。増員の人だけ専従でやっていただくという形ではないのですが、ある程度分散化という中で、1名増員の分で配送を担っていきたいと考えてございます。

○櫻井繁行委員

あと、インターネットをもちろん使える方は非常に便利だと思う。現状もそうですし、4月以降、インターネットで予約できない方への対応は、どのようになりますか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

現在もある程度というか、実施している内容で、電話予約という形で一部対応してございます。

こちらにつきましては、本年の1月から電話予約を受け付けまして、ホームページ上でも掲載して

ございます。市広報誌にも掲載したわけですが、その中で、電話で予約をしていただいて、その本を中央出張所に配送しまして、受け取っていただける取り組みをさせていただきます。

○櫻井繁行委員

経常経費で、政策経費ではないから、わからないのですけれども、決算審査のときに、例えば、インターネットでの予約状況、電話での予約状況を年度ごとに捉えておいて把握させてもらうといいのかと思います。決算審査と言わず、委員会のほうに報告があると非常にうれしいと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

委員ご指摘のとおり、やはり取り組みの状況、成果が見えないと、なぜやっているのかわからないので、図書館としても当然集計して、結果を取りまとめていく考えはございます。そちらにつきまして、皆様にも公表したいと思っております。

○櫻井繁行委員

あと、先生たちの仕事を軽減するというところで、今までは200冊取りにっていたものを、これからは職員が出向いて配達をするということですが、これは多分、教職員の働き方改革にもつながるのかと思う。今回このような取り組みは、教育長ないし教育部長にあったのですか。これは川村議員がよく一般質問でされていたので、その辺もやはり改革して、非常に有効だと思うけれども、教育長から答弁もらえませんか。

○教育長（大山隆雄君）

学校のいろいろな備品の購入についても同じで、教職員の本来の業務とは少し違うのかなと思う中で、こういったことが各学校に関しましても導入されることは、働き方改革に沿ったことで、大変ありがたいと受け止めております。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○設楽健夫委員

学校へ100冊とか200冊とかまとめて、どこの図書館からごっそり消えるということですか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

当然、貸出し中のものは貸し出せないわけで、貸出し中でなくて貸し出せるものにつきまして、図書館の内部で本を整理して、司書等が本をまとめておいて、それを今まで先生方に取りに来ていただいていた形となります。

○設楽健夫委員

学校が借りる場合、貸出期間はどのくらいだったのですか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

学校につきましては、1か月でございます。

○設楽健夫委員

インターネットで検索した場合、その本は1か月間貸出し中で、空白になるということですか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

はい、そのとおりです。

○設楽健夫委員

この図書目録は、私ちょっとわからないのですけれども、あじさい館の図書館の図書目録がベースですか。どういうことかといいますと、千代田公民館の図書館分館にある本は、図書館の目録とはどう

いう関係になっているのですか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

図書目録ということで、図書館の一覧の情報でございます。そちらについては、1本でございます。分館も本館も1つのシステムの中に全ての本が入っているので、今ですと、貸出しのシステムがありますので、それで閲覧していただくと見られると思います。

○設楽健夫委員

そうすると、かすみがうら市の図書目録の資産を、例えば3か所なら3か所の全図書目録総体を資産として考えていいですか、目録として。それは千代田図書館にある本も、あと……

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

図書館の施設としては、図書館の本館と分館ということで2施設でございます。

中央出張所にある本というのは、除籍して、その目録から外れた本を有効利用という形で置いてあるので、その一覧の中には載っていない状況です。

○設楽健夫委員

ということは、図書館と分館の2か所の本が、かすみがうら市の図書目録としてのベースになるということですね。

例えば、霞ヶ浦地区の人が千代田公民館の図書館分館にある本も、インターネット上で行き来が始まるということですね。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

本館のみならず、分館にある図書につきましても、このインターネットでの貸出しの対象となりますので、逆に千代田公民館の図書館分館にある本を霞ヶ浦地区の方が借りることもなります。

○設楽健夫委員

非常にいいことだと思うのですが、あとは図書室の問題です。残るのは、子どもたちあるいは年寄りが、机で勉強する施設の問題です。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

図書館としての学習利用スペースで、現在本館と分館の一部でございます。

こういったものについて、下稲吉中地区についても要望があるというのは承知してございます。今後、関係部署と協議をしながら考えてまいりたいと思います。

○設楽健夫委員

教育長、よろしく申し上げます。

○教育長（大山隆雄君）

学校現場の、特に図書司書のほうからの意見としては、今後とも図書の充実については十分努力をしていただければという声が私のほうに寄せられております。予算要求の折には、そういう声も反映させていただきよう取り計らっていきたいと思っております。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○櫻井繁行委員

参考までに、最後に聞かせてもらいたいですけれども、昨年度で構わないので、図書館の本館と分館にどのぐらいの人が来られたのか。もしくは、貸出しの状況で捉えているところで構いませんので、教えていただけますか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

参考までに、平成 30 年度の実績でございます。入館者の総数が 5 万 2359 人でございます。

○櫻井繁行委員

それは両方合わせてですか。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

本館のみです。本館ですと機械がついているので、カウントできて集計してございます。

貸出しの冊数が、本館 7 万 4714 冊でございます。分館の貸出し冊数が 3,826 冊でございます。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○設楽健夫委員

教育長に要望した中で、1 つ回答が抜けています。下稲吉中地区に図書施設をとという施設の拡充の件です。

○教育長（大山隆雄君）

大変、公民館とか図書館をぜひ人口の一番多い下稲吉中地区につくっていただきたいという要望がかなり寄せられていることは承知しております。

今後とも、その点については、できるだけその方向性は早期に策定していかなければならないという認識は持っております。

○中根光男委員長

ほかに質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の皆様には退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

[午後 4 時 14 分]

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

[午後 4 時 14 分]

以上で、本日の日程事項は、すべて終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

○設楽健夫委員

ちょっと最近危惧していることもあって、千代田中学校区の統合小学校です。日立市の小規模特認校が 1 年目は機能したが 2 年目はゼロ。やはり相当特色があるということを含めて準備をしないでいけませんと、今は中学校が 1 クラスでしょう。小規模特認校の特色とか運営について、やっぱりこの委員会でも勉強して研究していく必要があるという意見です。

○田谷文子委員

来年になると、土浦一高が中高一貫になることも含めると、実は今ここへきて小中一貫が、本当にいろいろな面で問題も出てきています。この土浦一高が中高一貫になると、そちらに流れる可能性はもう十分にあり得ます。

○設楽健夫委員

競争倍率も並木中等教育学校も、今年入学定員を減らした。競争倍率が今まで以上に上がったと、2 ポイントも。それはなぜかといったら、今、田谷委員が言った土浦一高の中高一貫校です。

○田谷文子委員

今回、竜ヶ崎一高附属中学がものすごい倍率だった。

○設楽健夫委員

だから、千代田中学校は施設一体型の小中一貫校で進めていますけれども、これを2クラスで維持していくことについては、学区審議会でも規模特認校として取り組んでいくことは決めたようですが、ちょっと研究していく必要があるのかもしれない。

最近、例えば、新治学園義務教育学校が大体25億円、最終的に40億円近くまで膨れ上がった。非常に危険なものを持っています。

○田谷文子委員

今ここに来て、知事が教育に対していろいろな面で書いてきたから。小中一貫が、ちょっとマイナスの方向に来ているのかなと思う。中高一貫が今ものすごいブームになってきていますから。

○設楽健夫委員

検証したほうがいいじゃないかな。

○田谷文子委員

今の下稲吉中学校から千代田中学校に登校させる方向性を早くに打ち出していないと、いろいろな面で、父兄も反対したりするから。あと4年しかないから、本当にみっちりやってほしい。

学区編成が一番ですよ。難しい難しいと言っているのは、やる気ないでしょ。最初から言っていたってやる気なくて、もう2年間過ぎているわけだから。

○中根光男委員長

千代田中学校も来年までは2クラスは大丈夫なのか。その先にしたって1クラスだよな。

だから、義務教育学校が開校になったとしても、これを存続していくのは非常に難しい、大変な状況になってきます。

そのほか、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、以上で、文教厚生委員会を散会いたします。

長時間にわたって、お疲れさまでした。

散 会 午後 4時19分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 中 根 光 男